

建築士講習のご案内

建築士定期講習

改正建築士法により義務化された建築士定期講習は、対象資格の取得、もしくは定期講習を受講した翌年度4月1日から起算して、3年以内に受講する必要があります。

2020年度は2017年度に資格を取得、もしくは定期講習を受講した方が3年の期限を迎えます。

今年度受講された方の次回受講期限は、何月に受講しても2023年度末となります。年度末は混雑が予想されますので、早めの受講をお願いします。

今年度の講習予定

定期講習(一級、二級、木造合同開催

修了考査は資格種類ごと)

2020年 7月 4日(土)

2021年 1月16日(土)

9月12日(土)

1月23日(土)

9月26日(土) 千葉

2月13日(土)

10月 3日(土)

2月20日(土)

11月 7日(土)

3月13日(土)

12月12日(土)

3月20日(土)

12月19日(土)

管理建築士講習

改正建築士法により、建築士事務所に配置される管理建築士は、法定業務に三年以上従事した後、管理建築士講習を受講修了したものでなければならないとされました。

管理建築士講習は、管理建築士になろうとする建築士が受講するもので、定期的に受講する必要はありません。

2021年 3月 6日(土)

会場は9月26日のみ千葉土建会館。

他の日程は全て下記の埼玉土建建築支援センターで行います。

NPO法人 埼玉土建建築支援センター

〒331-0811 埼玉県さいたま市北区吉野町2-220-3

Tel 048-669-1551

Fax 048-669-1550